

財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構

平成20年度 外部評価報告書

平成21年12月

財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構外部評価委員会

# 目 次

1	序文	1
2	機構全体の評価	2
3	組織別の評価	4
4	研究調査に関する査読結果	6
[ 参考資料 ]		
	評価の方法	8
	外部評価の実施経過	8
	外部評価委員会 委員名簿	9
	業績評価実施要綱	10
	外部評価委員会設置要綱	11

## 1 序文

(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構は、平成18年4月の設立以来、阪神・淡路大震災の重要な教訓である20世紀文明の脆弱性の克服、人間の安全と安心を第一義に据え、21世紀文明の創造のうえで重点領域となる「安全・安心なまちづくり」と「共生社会の実現」をミッションとして取り組んできた。

機構の取組みをさらに充実したものにするため、機構内部での自己点検はもとより、外部から客観的な評価を行い機構運営に反映していくことが不可欠であるとの認識に基づいて、平成19年4月「(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構外部評価委員会」が組織され、前年度に完了した事業をはじめ機構の運営に対する評価を実施することになった。

平成19年度の外部評価結果を踏まえて事業の運営・調査研究の進め方などについて大幅な見直しが行われた。平成20年度は特に「研究のあり方」に重点を置いて議論を行い、政策提言に向けた研究に関する理論の明確化や研究システムの構築、長期的見地からの研究への取組みのあり方等について提言を行うとともに、機構内部の自己点検評価の充実や外部評価の簡素化についても提言を行ったところである。

今年度の外部評価は、見直し後の初年度でもある平成20年度に取り組んだ事業・研究の内容、各組織の機能等について、平成21年7月から12月にかけて、機構の自己点検評価の結果をふまえ各委員が精査した結果を全体会議に付し、評価項目ごとに吟味し、厳正に評価を行った。

当委員会の評価結果をもとに、機構の設立趣旨に沿った事業が推進されるとともに、評価結果の内容が新たに策定される「中期目標・中期計画」に反映され、今後益々地方シンクタンクとしての機能が強化されることを期待したい。

## 2 機構全体の評価

### (1) 概要

(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構は、「人と防災未来センター」及び「こころのケアセンター」の運営も含め、全体として、阪神・淡路大震災という歴史的経験とそこから得られた教訓をもとに中期計画に沿って概ね所定の成果をあげており、今後さらなる発展が期待される組織であると当委員会は考える。

機構は、組織のスリム化、業務の効率化に取り組んでいるが、さらにミッションに基づいた活動を期すため、次の点に留意し、運営していくことを提言する。

### (2) 機構運営について

#### (機構のミッションの明確化)

- ・ 本機構が、組織の統合によって設立された経緯に鑑みればある程度やむを得ないが、機構のミッションないし目的をより鮮明にする必要がある。

#### (事業実施と情報発信の配分)

- ・ 機構の運営を考える上で、事業実施機関としての側面と情報発信（研究）機関としての側面の配分について留意することが必要である。

#### (震災に特化した取り組みへの重点化)

- ・ 「人と防災未来センター」と「こころのケアセンター」は、設置目的と震災との関係が明確だが、研究調査本部や学术交流センターと震災との関係をより明確にし、今後より一層震災に特化した取り組みに力を入れ、県民への理解を広げることが大切である。

### (3) 研究のあり方について

#### (情報提供の強化)

- ・ 県及び県内市町が直面する課題について、機構自ら政策研究・政策提言を行い、セミナー・フォーラム・シンポジウム等を開催し、政策立案者に対して高品質で関連性の高い情報を提供するという役割を一層強化することが求められる。

#### (オリジナリティのある研究の取り組み)

- ・ 政策提言でもオリジナリティのある研究に力を入れて取り組んでもらいたい。

### (4) 事業のあり方について

#### (PRの方策)

- ・ 新聞社へ記事の掲載を働きかけるなど、一般の人の目に付く工夫に努めていることは評価するが、ホームページの記述の仕方について、閲覧者の関心をより強く引く工夫が必要である。
- ・ ホームページのトップを見れば、最新の機構のニュースが分かるなど、見やすさを追求した改良が必要である。

## (5) 機構が担う機能の発揮について

### (組織内外との連携)

- ・ 国民的あるいは日本だけでなく世界に共通する課題についての研究・情報発信を行うことを主要な目的とするシンクタンクを目指して、今後、兵庫県立大学をはじめとする県内外の（または外国の）大学や研究機関との協働を強化・促進し、他の研究・教育機関に対する研究・教育支援、実務家養成・市民に対する各種啓蒙などの比重を高めることが必要である。
- ・ 組織内の連携、組織外との連携にはより一層の工夫が期待される。

## (6) 組織・体制のあり方について

### (研究部門のあり方)

- ・ 研究調査本部にある4つの研究所を2つの研究群に改編したこともあり、今後、研究部門の特徴をどういかしていくかを検討する重要な時期にきている。
- ・ 「人と防災未来センター」、「こころのケアセンター」、「研究調査本部」の3つの研究部門については、それぞれの組織の誕生の歴史から見ればやむを得ない面もあるが、3部門が共同で取り組む研究テーマを設けるなど、3つの研究部門の交流と協力によって、ユニークな調査研究・政策提言が生み出されることを期待する。

### (出向職員のスキルや経験の活用)

- ・ 兵庫県庁等からの出向職員のもつスキルや経験が、機構の運営あるいは調査等にどう生かしているか、を議論し確認する必要がある。

## (7) その他の事項

### (事業及びミッションの根本的な見直しの実施)

- ・ 今後、県からの補助金や指定管理料収入の大幅な増額がほとんど期待できない。それどころか国及び県の厳しい財政事情に鑑みれば大幅削減が避けがたいものと推定されるなか、早々に事業及びミッションの根本的な見直しに向けた検討を内部で精力的に行う必要がある。
- ・ 現在、経費削減に取り組んでいることは評価できるが、今一度実施している研究助成や大会支援について、その意味を考え、検討を行う必要がある。

### 3 組織別の評価

研究調査本部、学術交流センター及び管理部については、外部評価の評価結果をもとに、事務処理の適正化と効率化を進めるため、平成20年度に担当事務及びこれまでの組織のあり方について大幅な見直しを行った。

今回の外部評価では、それぞれの組織で実施した事務・事業について評価を行った。

#### (1) 各組織の担当事務

〔研究調査本部（調査部調査課、安全安心なまちづくり政策研究群、共生社会づくり政策研究群）〕

- ① 総合的、実践的な調査研究に関すること
  - ・ 「安全安心なまちづくり」及び「共生社会の実現」の調査研究に関すること
  - ・ 研究助成（共同研究支援事業）に関すること
- ② 研究成果の普及・政策提言
  - ・ 研究報告会の開催
- ③ 情報・資料の収集・整理・保存・展示
  - ・ 阪神・淡路大震災の経験の集積と伝承に関する記録（オーラルヒストリー）

〔学術交流センター（交流推進課、事業課）〕

- ① 研究成果の普及・政策提言
  - ・ 「21世紀ひょうご」の発行
  - ・ ニュースレター「Hem21」の発行
  - ・ ホームページによる情報発信
- ② 高度な学習機会の提供に関すること
  - ・ 21世紀文明研究セミナーの開催
  - ・ ひょうご講座の開催
- ③ 交流ネットワークに関すること
  - ・ 21世紀文明研究シンポジウムの開催
  - ・ 県内外のシンクタンクとの交流・ネットワークの形成
  - ・ 「アジア太平洋フォーラム・淡路会議」への支援
  - ・ 「汎太平洋フォーラム」への支援
  - ・ 「兵庫自治学会」への支援

〔管理部（総務課、財務課）〕

- ① 機構の業務運営の効率化・質の向上に関する事項

## (2) 評価及び所見

組織	評価	所見
研究調査本部	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構全体として経費削減が言われているなか、テーマ数は適切なのか、配置されている研究員の人員は適性か、等検討する必要がある。</li> <li>・ 研究テーマ数が15もある必要はそもそもなく、時間や必要な人員の面からももっとスケールの大きなオリジナリティの高い研究が必要ではないかと思われる。</li> <li>・ オーラルヒストリー事業に関しては、年数の経過とともに新しい情報を得難くなるのは当然である。今後は、他地域の大規模災害時の情報を提供しあうことによって、その経験や記憶を対比して論じてもらうなどの工夫が望まれる。</li> <li>・ 調査研究の成果や助成事業など、それぞれの事業が機構にとってどんなプラスがあるのかをしっかりとアピールすることが重要である。</li> </ul>
学術交流センター	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページには、機構の最新ニュースをトップページに掲載する、繰り返し見てもらえるように読み物を多くする、発行物の案内に内容の見出しをつける、など、見る人の視点にたって、使いやすさを追求した情報発信に心がけることが大切である。</li> <li>・ ひょうご講座の開催については、兵庫らしさを全面に展開する意義深い事業であるが、受講生の数が定員を下回ったものについては、今後検討が必要と思われる。</li> <li>・ 交流ネットワーク事業として取り組んでいる、他事業への支援に関しては、機構が支援することの意義と必要性をより鮮明にし、支援の存続も含めて検討する必要がある。</li> </ul>
管理部	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費の削減は評価に値するが、その結果、サービスの低下や業務内容に影響しないよう、今後のチェックが必要である。</li> <li>・ 組織のスリム化だけでなく事業の総点検に向けた準備を進めることが必要である。</li> <li>・ 任期付任用職員への転換等、執行方法の見直しにより、業務の継承等に問題が生じないように努めることが望まれる。</li> <li>・ 科研費等の外部資金の獲得に対して積極的な取り組みがより一層求められる。</li> </ul>

### [評価基準]

S：計画を大きく上回る非常に優れた業績をあげている

A：計画をやや上回る優れた業績を上げている

B：ほぼ計画通りであり、中期計画を十分達し得る可能性が高い

C：計画通りと言えない面もあるが、工夫もしくは努力によって中期計画を達成し得る

F：計画を大きく下回っている、又は中期計画を達成し得ない可能性が高い

## 4 研究調査に関する査読結果

平成20年度に完了した15テーマの研究調査について、1テーマに1名の学識経験者を専門委員として委嘱し、報告書の査読を行い、評価を行った。

査読結果に基づき、当委員会として共通的に指摘する事項は次のとおりである。

### 1 調査研究の進め方・議論の展開に関する指摘

- ① 報告書の見出しとその内容がマッチするよう、論理展開について検討すること。
- ② 提言の基礎となる各章の関係を明確にし、訴求力を高めるためにも、論点ごとの整理を行い、章節間で重複しないようにすること。
- ③ 従来研究からの展望、アンケート結果などの分析から導かれた結論に基づき政策提言をすべきであり、論理的に整合性を保つこと。
- ④ 調査結果については、単純集計の紹介にとどまらず、分析と考察を十分に行い、具体的な政策提言を積極的に展開すること。
- ⑤ 報告書の記述に関しては、何を根拠とした議論であるのか、法的根拠や実施のための方策に関しても言及し、論理的な一貫性を保つようにすること。

### 2 調査方法に関する指摘

- ① インターネット調査結果におけるデータの偏りに関しては、既にいくつかの検証・指摘がなされているが、具体的にどのような偏りがあるのかについて言及しておくこと。
- ② 調査を行うにあたっては、事前に現場データの収集を行うなど踏査することによって、サンプル数の限界やデータの偏りなど分析結果を定量的に解釈するうえでの限界をあらかじめ予測し、研究目的に応じた調査対象地域の選定には慎重を期すこと。

### 3 報告書の体裁に関する指摘

- ① 研究の目的、方法、報告書の構成を記述し、分かりやすく整理すること。
- ② 提言を網羅するだけでなく、焦点を絞った記述とすること。
- ③ 取材記録や調査結果など客観的なデータを活用し、説得力が増す構成とすること。
- ④ 類似研究の中での位置づけを明瞭にするうえでも、報告書には参考とした先行研究に関する言及や参考文献を明確に表示すること。
- ⑤ 誤字・脱字をなくすことはもとより、参照や引用についても正確に表示すること。

### 4 提言に関する指摘

- ① 誰に向けての政策提言であるのかを明確に意識して作成すること。
- ② 既定の前提になっている事柄でも、読み手を意識した記載を行い、特に調査研究の目的については丁寧に言及すること。
- ③ 広い層への提言が可能となるよう、調査対象の選択については十分に検討すること。
- ④ 特定の事柄を限定して対象とする場合は、採用するに至った理由を明記すること。
- ⑤ 提言に不可欠なモチベーションに関する分析を十分に行うこと。



評価結果一覧

番号	研究テーマ	研究群名	総合評価	(参考) 自己点検評価 委員会による 総合評価
①	自然災害を始め、社会の様々な不安に対する安全・安心の仕組みづくり方策	安全安心なまちづくり政策	B	B
②	オーラルヒストリーから得た阪神・淡路大震災の新たな教訓と災害時対応のあり方	安全安心なまちづくり政策	A	A
③	大災害に備えた我が国危機管理機能のバックアップ体制のあり方	安全安心なまちづくり政策	A	A
④	ひょうごの安全安心推進戦略 －マップ手法の活用－	安全安心なまちづくり政策	A	A
⑤	公民協働の推進戦略の策定	安全安心なまちづくり政策	B	B
⑥	新たな地域金融手法モデルの構築 －復興から生まれたビジネスモデル－	安全安心なまちづくり政策	A	A
⑦	企業連携による技術の地域共有システムの開発	安全安心なまちづくり政策	C	A
⑧	多自然居住地域における安全・安心の実現方策	安全安心なまちづくり政策	A	S
⑨	被災地における多様な復興住宅政策のあり方－コレクティブハウジングの課題と将来像－	安全安心なまちづくり政策	A	A
⑩	市民の避難行動を促すための災害時コミュニケーションのあり方	安全安心なまちづくり政策	B	A
⑪	震災後における家庭の実態とコミュニティの形成	共生社会づくり政策	B	A
⑫	被災地における家族の合意形成とそのフォローアップについて	共生社会づくり政策	A	B
⑬	ひょうごの子育て体験学習の検証とその普及方策	共生社会づくり政策	A	A
⑭	被災地における新しい住まい方を踏まえた認知症ケアシステムの構築	共生社会づくり政策	A	S
⑮	淡路多文化共生モデルの構築	共生社会づくり政策	B	A

判定基準 S：大変評価できる A：評価できる B：普通 Cあまり評価できない F：評価できない

## [参考資料]

### 評価の方法

評価については、機構による自己点検評価及び外部評価委員会による評価を実施した。外部評価委員会の評価は、自己点検評価の結果を踏まえ、外部評価委員会を開催して実施した。

評価の種類及び評価方法は、次のとおり。

評価の種類		自己・外部の別	評価方法
個別評価	研究調査・完了報告分（15件）	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究担当者は記述により行う。</li> <li>自己点検評価委員は5段階評価を行い、所見を付す。</li> <li>自己点検評価委員会を開催し、評価を決定する。</li> </ul>
		外部評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>各テーマにつき委員会が選任した専門委員（1人）が査読し、5段階評価を行い、所見を付す。</li> </ul>
総合評価	組織別	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業毎に5段階評価を行ったうえで、組織別に5段階評価を行い、理由を付す。</li> </ul>
		外部評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>5段階評価を行い、所見を付す。</li> </ul>
	機構全体	外部評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と防災未来センター及びこころのケアセンターの評価結果を踏まえ、機構全体について、記述により行う。</li> </ul>

### [5段階評価の評価基準]

#### 個別評価（研究調査）

S：大変評価できる A：評価できる B：普通 C：あまり評価できない  
F：評価できない

#### 総合評価（組織別）

S：計画を大きく上回る非常に優れた業績をあげている  
A：計画をやや上回る優れた業績を上げている  
B：ほぼ計画通りであり、中期計画を十分達し得る可能性が高い  
C：計画通りと言えない面もあるが、工夫もしくは努力によって中期計画を達成し得る  
F：計画を大きく下回っている、又は中期計画を達成し得ない可能性が高い

### 外部評価の実施経過

- (1) 第1回外部評価委員会 平成21年 8月 6日（木）  
内容：外部評価の進め方  
研究調査報告書に係る査読の専門委員の選定
- (2) 専門委員による査読実施 平成21年 8月～10月
- (3) 外部評価委員による書面評価 平成21年 8月～11月
- (4) 第2回外部評価委員会 平成21年12月 4日（金）  
内容：各委員の評価状況の報告  
委員会評価の協議

外部評価委員会 委員名簿

(委員：50音順)

	氏名	所属等
委員長	新野 幸次郎	財団法人神戸都市問題研究所理事長
委員	足立 幸男	関西大学政策創造学部教授
	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科准教授
	天野 明弘	元 兵庫県立大学副学長
	木村 陽子	総務省地方財政審議会委員
	佐藤 友美子	サントリー文化財団上席研究フェロー
	瀧川 博司	兵庫県商工会議所連合会特別顧問
	泊 次郎	東京大学地震研究所研究生 (元 朝日新聞社編集委員)

## 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 業績評価実施要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)が寄附行為第3条に定める設立目的を効果的かつ効率的に達成し、県民等に対する社会的責任を果たすため、同第4条に掲げる研究調査その他の事業(以下「研究調査等」という。)について実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (評価の区分・実施主体)

第2条 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

2 自己点検評価は、機構運営会議が実施する。

3 自己点検評価のうち調査研究の評価に関しては、理事長が指名する副理事長、研究調査本部長、研究統括で構成する自己点検評価委員会を設置して実施する。

4 外部評価は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。

5 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

### (評価の対象)

第3条 評価は、機構が策定する中期目標及び中期計画に沿って実施される研究調査等の実績を対象に行う。

2 中期計画の策定については、可能な限り、具体的な目標値の設定、実行プロセスの明確化等を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート、ヒアリング等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。

3 指定管理者として機構が管理する阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター及び兵庫県こころのケアセンター(以下「両センター」という。)が行う研究調査等の実績に関する評価は、それぞれ別に定める業績評価制度によるものとする。

ただし、機構全体の総合評価については、両センターの当該評価結果を踏まえて実施するものとする。

### (評価の実施等)

第4条 評価は、個別事業評価と総合評価を併せて実施する。

2 個別事業評価は、中期計画に掲げる全ての研究調査等の推進状況について、可能な限り客観的に把握し、評価を実施する。

3 総合評価は、前項の個別事業評価をもとに、社会的有用性、有効性、効率性等の観点から組織単位及び機構全体を評価し、業務のあり方、組織のあり方、改善すべき点等について明らかにする。

### (評価の実施時期)

第5条 評価は、前の年度に行った研究調査等の実績に対して遅滞なく実施する。

2 複数年度にわたる研究調査については、年度ごとに成果を取りまとめ、その成果について中間評価の自己点検評価を実施することとし、当該研究調査の完了後、当該研究調査の全体について評価を実施するものとする。

### (評価結果の取り扱い)

第6条 評価の結果については、以後に機構が行う研究調査等の計画、予算等に適切に反映するものとする。

2 機構は、中期目標及び中期計画について、必要に応じ、一層適切となるよう見直しを行うものとする。

### (評価結果の公表)

第7条 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

### (庶務)

第8条 評価に関する庶務は、機構管理部総務課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)業績評価実施要綱(以下「要綱」という。)第2条第4項に基づき、機構に外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、機構の研究調査その他の事業の評価を行い、その結果を理事長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

第7条 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要があると認める場合は、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定める。

### (専門委員)

第8条 委員会は、研究調査の評価を行うため、研究調査テーマ別に、専門委員を選任し、査読を委嘱することができる。

2 専門委員の選任は、研究調査に関係する行政関係者及び学識者の意見を聴いて行う。

3 専門委員は、1テーマにつき1人とする。

### (謝金)

第9条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

### (旅費)

第10条 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定に準ずる。

### (庶務)

第11条 委員会の庶務は、機構管理部総務課において処理する。

### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。